

日本書紀訓考

關四郎太註解

六

リ 5
1530
6



門 5
號 1530
卷 6



日本書記訓考六卷

越後國柏崎 關 四郎太謹撰

神代上五之卷

於 是 素 戔 鳴 尊 請 曰 吾 今 奉 教
コ、ニ ス サノヲノミコトマラシタマハクアハ
 將 就 根 國 故 欲 暫 向 高 天 原 與
ネノクニ、マカラムコトヲ タカマノハラニマ井ノボリテナネノ
 姉 相 見 而 後 永 退 矣 勅 許 之 乃
ミコトニ マミエテ ノチニコソ マカラマトマラシタマハミオノカミミコトマニマト コレニヨリテ

○日本書紀訓考六卷

○日本書紀訓考六卷

明治
月 年
日 未

關四郎太註解

日本書紀訓考

北越

關氏藏版

此の天照大神の坐坐高天原へ上り坐了事ありは
 下み能煩流と讀添べし。○與姉ハ、奈祢能尊余と訓
 べし。らる天照大神を申給ふ御言あり、はく姉を奈祢
 と訓事ハ、古事記傳廿四丁下、万葉四の五丁下、大伴
 贈長歌の反歌ハ、朝髪之念乱而如此許名姉之戀曾夢
 爾所見家流とらる神沼河耳命曰其兄神八井耳命那泥
 云云とらる意ハ、人と親之尊て云其兄神八井耳命那泥
 同ト根と出。○相見而相とい互み見了事あり、此段ハ
 素戔嗚尊姉尊と親ミ坐て天小參上坐了あきハ天照

大神も又愛て見給ふと云事あり。○後永退ハ、能知尔
 古曾麻加良米と訓て永ハ捨べし。○勅許ハ、上件ノ事
 と申し給ふれば、美於也能神御言能麻余麻と訓べ
 し。美於也能神ハ上訓考四、出麻余麻とる。隨又從ふ
 どの字の意あり、續紀九詔ハ、吾孫將知食國天下止與
 佐斯奉志麻爾麻爾万葉二丁一ハ、梓弓引者隨意依目
 友又三の四十三丁五の四十一丁六の四十二又十八丁
 下、於保伎見能末伎能末爾末爾あどり。○昇詣ハ、麻
 爲上利坐幾と訓べし。とる初ハ、先如此云て、次ハ其昇
 給ふ状と細少ハ云了文法紀中ハ多し。○之ハ捨べし。

○日本書紀訓考六卷
 ○三

警華、山蔭、此、之、○神功既畢、國土又神と生坐、其餘
字、い、ら、い、と、り、○神功既畢、國土又神と生坐、其餘
世、小、所有物と成就給ひ、事と云、了、あ、れ、バ、古、登、り、字
此、如、く、下、二、卷、神、の、御、言、貴、小、以、此、矛、卒、有、治、功、六、卷、丁、五
小、成、功、乎、あ、と、り、功、の、七、卷、十、四、丁、小、以、佐、美、と、訓、了、故
不、○靈、運、當、遷、ハ、今、本、是、と、ア、ツ、シ、レ、と、訓、久、此、言、ハ、訓
り、然、了、と、此、大、御、神、の、御、病、何、の、由、無、き、疾、上、小
神、功、既、畢、中、と、次、小、構、幽、宮、云、云、長、隱、者、矣、何、と、り、小
就、て、神、去、坐、り、と、思、ひ、其、神、去、坐、り、以、前、ハ、必、病、何、の、由、
此、と、心、得、て、如、此、非、訓、せ、し、の、あ、ら、む、か、系、故、小、其
側、カ、ミ、ア、ガ、リ、ナ、ム、ト、思、ひ、し、カ、ミ、ア、ガ、リ、と、り、
訓、と、付、し、あり、次、小、釋、と、思、ひ、し、カ、ミ、ア、ガ、リ、と、り、
蔭、あ、る、此、四、字、撰、者、の、例、の、潤、色、を、殊、あ、ら、う、の、山
さ、き、文、あ、り、此、四、字、を、除、去、て、よ、く、開、ゆ、と、り、運、ハ、下
三、卷、丁、一、小、與、と、り、世、又、丁、十、七、登、幾、と、り、訓、了、小、依、て、其

意と得て御子等、御言依指給比、互と、運の轉意、小訓
べ、か、く、て、を、上、り、の、文、は、連、又、古、事、記、の、文、あ、り、違
ふ、事、あ、り、は、て、如、斯、云、ハ、上、小、是、ら、事、見、え、と、り、小、依
る、あり、○是、以、ハ、能、知、○幽、宮、ハ、今、本、カ、ク、レ、ノ、ミ、ヤ、志
豆、麻、利、坐、牟、宮、處、乎、と、訓、べ、し、ら、あ、下、小、長、隱、者、矣、と、り、
る、小、依、り、ら、く、志、豆、麻、利、ハ、紀、中、二、卷、十、小、定、一、卷、十、安
定、同、卷、十、鎮、同、卷、十、七、丁、九、卷、五、謚、あ、と、と、訓、り、意、ハ、古
事、記、傳、十、二、三、丁、小、他、處、小、轉、往、坐、り、て、其、出、此、言、ハ
上、訓、考、五、卷、丁、五、云、了、如、く、沈、り、出、と、あ、あ、る、小、宮、處
ハ、伊、弉、諾、尊、比、鎮、坐、む、大、宮、と、云、あり、宮、と、云、ハ、屋、と、云、

○日本書紀訓考六卷
○日本書紀訓考六卷

み、御と云、称言と添て云るあり、纂疏み、幽宮、指、混沌之
る、幽宮の三字、潤色の添言と聞ゆとあり、○構へ
返りく都久良志豆と訓べ、○之○寂然二字の捨べ
し○長ハ今本寂然長とシヅカニナガクあど訓登古
志倍尔ふと訓べ、登古とい、下六、卷六是神風伊勢國
則常世之浪重浪歸國也十五、卷八拍上賜吾常世等
古事記大長谷、天皇、大御歌、麻比須流、袁美那登許余
爾母加母万葉一廿二我國者常世爾成牟二廿九
外爾見之檀乃岡毛君坐者常都御門跡侍宿為鴨又廿
朝臣長歌御食向木施之宮乎常宮跡定賜あど何あり

常といふして、不變事と云るあり、此處も千萬の萬代
乃末まを不變とと云、事あり、はと志の助辞倍の方
あり、下十三卷九丁九衣通、等虚辞陪通、枳彌母阿閉、
毛万葉九九丁九常之陪爾夏冬往我あど何あり、○隱者ハ
志豆麻利坐枳と訓べ、うづめ山陰、是ルハ、漢
方々、古傳とい、聞えとるとあり、神名帳、淡路、國津名、
郡伊佐奈岐神社大名神坐り、古事記あり、故其伊邪那岐、
大神者坐淡海之多賀也とあり、式、近江國大上郡
同郡田可郷、此紀と合さる古事記傳七廿八古
事記と此紀傳とを合せを按ふ、現御身ハ終天を

○日本書紀訓考六卷
○五

○日本書紀訓考六卷

る日少宮に留坐て淡路と多賀とを其御魂の鎮坐御
社あり然るに構幽宮云云と何れの後より彼天日少宮
に擬て彼淵に御社と建たると如此の語傳たぬあり
と何れ然らば靈運當遷と云是に構幽宮と云るは伊
事記傳の説と違つきども此紀の御魂の鎮坐と云事
と現御身の鎮坐と記されたりも一の傳あり猶古
事記傳の説の如く○功の上の神功と何れ神字を略さ
くよそ何れらむ○あり加牟古登と訓べし○徳の今本美以幾保比と
訓り從べし此言の古書に見えざれども古言あるべ
し意の通證ありと氣生ふ出ると上ふ云る如く國上と初
所在物と生坐るに依て徳坐けるあり○亦に捨べし

○大の、今本才ホイ保幾と訓せども此ハ音便あり
蔭あり徳亦大矣の一句も漢ふへつ麻志氣利と訓べ
らひな例の潤色と聞えたりと何れ麻志氣利と訓べ
し○登天報命報命に加閉利言申志給比幾と訓べし
上一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰又上詣於天具
奏其狀時天神以太占之乃教曰云云と何れ其處考訓
三卷卅ふ云る如く天御中主神をこの御所へ報命給
へるあり警華山蔭に凡て亦曰とあるに異説ある何
らぞ然るに最初に天神の命を受給つる事本書あり
無きよあらず至てわく記されたるに前後齟齬あり
以て實の最初に天神の命を受給ひし事必ず悟る
と撰者の略きと云事この文ありり悟る

きか けく此の淡路宮と云ひ、後ふ此神の御靈と鎮祭
まゝ神社あれば、古事記ふ、坐淡海之多賀也ニテと何れ如
く、此も古傳書あり、坐于淡路嶋あどぞ有けむ、然るを
現御身の、彼嶋ふ退隱坐了狀ふ取ありて、色々々るさ
き漢語を添加て、記されたるなり、古傳ふ違て心と心づ
きあり、けく此是、後伊弉諾尊と云より、日之少宮矣と
云、まゝなり、古傳書あり、古事記ふ、坐淡海之多賀上、段の
也とありと同一如く、
終ふ在りけむと、撰者の意あり、此段ふ轉されたるあり
べし、そを素戔嗚尊は、天ふ上らむ事と請申給ふ、そ
と許給ふ事、乃淡路ふ隱坐了の後ふ在りけむと

おぼしめて、次第を改め給ひけむ、然きども此段の、乃
昇詣於天矣、于時溟渤以之云云と、續くべきは後ふ系
ふ、昇詣於天矣と云竟て、其次ふ他事と云て、又立歸て
初素戔嗚尊云云と云、了穩あらむ、始と立歸て云べき
處あり、非む、はまば伊弉諾尊の淡路宮の事、登天報命
の事、上段終ふ記し、此段の初を、先是素戔嗚尊
請伊弉諾尊曰云云と、けく、けく昇詣於天矣、于時溟渤
云云と續く、穩あらむか、と何れ、○宅の捨て、○日
之少宮、先日と云、事の上訓考四
卷五下ふ云、了如く、天の中ふ
けく日と云地何れ、其處ふ天照大神の坐、坐け系、其

日と云地ミヤヅリ宮構し、御父神留坐し、少宮ミヤとの申屯
あり、然る故日と云、を冠カサらせしあり、下二卷下十二
天日隅宮アソヒノミヤとあり、天の日中北隅ノミと云、事あり、比々
少宮ハ、訓注し倭柯美野ワカミノとあり、本宮ミヤハ、天照大神
外ハ、宮構せしと云、あり、伊勢内宮外ミヤの本宮
乃舊フルキ對て云、名あるべし、後美野ミノ天皇皇子と倭柯
坐故イミ云、了み、あり、異あり、又下十四卷大泊瀬雅
武、天皇の皇子比中ミ、星川雅宮皇子と申ミが坐イる
後、世ミ云、意あり、又万葉三の世九源氏物語源氏物語卷
下、岩宮、年魚麻呂と云、人みえたり、源氏物語源氏物語卷
ハ、御覺オホオホエも取ミやあれ、かゞやく日の宮と聞ゆと云、
ハ、此處を思ひて書ミるべし、○留へ返りて、今本ト

始素戔鳴尊昇天之時溟渤以

カレ ス サノ ラノ ミコトアタニ井ノボリマ
トキ オホ カミ
スミマシ又と、行イむと、猶イ衰留と云、方イ、
ハ、行むと、猶イ衰留と云、方イ、
の如く、上、本書終の於根國矣云云とあり、下へ出をべ
し、此事上より、引イて云、のほく上田、百樹と云、人、く、伊弉
諾尊の終を記しきて、伊弉冉尊の終の無き、如何イカお
り、そ、火、神イ焼イき、神去坐イし、事泉國の事あり、漢め
かざら、嫌イひ給ひ、く、あやと云、は、よ
と、自然りとら、は、山蔭イと云、れ、たり、

○日本書紀訓考六卷
○日本書紀訓考六卷

ユスリ、ヤマヲカ 之鼓盪山岳ナリトヨミキ、コハ 爲之鳴响此則神カム
サガヲ、シクタクテ、シカ 性雄健使之然也アリシナリ、コニアマテラス、オホミカミ 天照大神素
スサノヲノミコトノ 知其神暴惡至聞來詣之狀乃イマ、キマセルサマヲ、キカシテ、イタク
オドロキタマヒテ、アガナセノミコトノ、キマセルハ 勃然而驚曰吾弟之來豈以善ウルハシキミ
コ、ロ、ナラジ、アガクニヲウバ、ムトオモホス、ミコ、ロ、カモ、カレ、ミオヤノ 意乎謂當有奪國之志歟夫父

ミコトノミトヨサノマヲク 母既任諸子オノモク、ソノサカヒコソ、アレ、イカデ、ユク 各有其境如何棄
ヅキ、クニ、ハ、ユカズテ、コ、ニ、ハキマセルトノリ、タマヒテ 置當就之國而敢窺窬此處乎
スナハナミカミラアゲテミ、ヅラトナシ、ミモラヒキマツヒテミハカマトナシ、マタ、ヤ、サカ 乃結髮爲髻縛裳爲袴便以八
ニ、イ、ホ、ツ、ノ、ミ、スマ、ラ、ラ、御、統、此、云 坂瓊之五百箇御統美、須、麻、屢
ソノミ、ヅラニモミカヅラニモマタ、ギフサニモマカシテ、ソビラニハ、チ、ノ、ユ、ギ 纏其髻髮及腕又背負千箭之

潮の動くあり万葉七丁廿一ノ大海之磯本由須
 理立浪之と何ぞと思ふ源氏物語卷二のそり
宮の内をきりて、ゆり泣き満たりと何ぞと神卷二
枕草紙ききき物段又家ゆきりて取らる聲の來
り成ぬると何れ是れ水の動よ ○山岳ハ下廿六卷丁三
り轉て家内の人々騒と云あり
み作石山丘と云事何り ○為之二字捨て、○鳴响ハ奈
利登與美幾と訓べ 今本响とホエと訓ども
云代吠狗廿一卷九丁 二卷卅一丁 火酢芹命苗裔云
一丁 大星從東流西云 僧旻僧曰非流星是天狗也
其吠聲似雷耳 事と皆獸ふけ 云て山岳あり 今俗山ガホ
ナルと云 此响と鳴と 登與美ハ古事記傳七 卅二
と合せと云 此あり べ 山岳ハ鳴と ろき響

の於きあり 今本の如く 保曳とゆ あり 鳴事の
古事記あり 山河動と何り さ 下一書 扇天扇地
二十四卷 鳥智可拖能阿婆努能枳始騰余謀作儒
云云 万葉七 十八 大海之水底 豊三立浪之 と 此 餘
あり 何り 古事記曰 故於是速須佐之男 命言然者請天
照大御神將 乃參上天時 山河悉動 國土皆震 と何り
○則り捨て ○神性ハ 今本加牟 ハ神の御上 不附 て云
言佐賀ハ 古事記傳四 卅一 不 元 より 自然 ハ 然 有 出 此
ハ 御生質 と云 あり ○使之然也 ハ 志加 有志 奈利 と訓
て 之 捨 べ ハ こ ハ 次 文 又 素 知 其 神 暴 惡 と 何 ○ 天 照

○日本書紀訓考六卷
 ○十一
 ○日本書紀訓考六卷

欲奪我之國歟と何ると、古事記に、欲奪我國耳と何ると
不依て、國比上又阿賀と讀添、當り、於毛保須歟の助字
カカモ加毛不當て、吾國乎宇婆波牟登於毛保須御心加
毛と訓て、之の捨べし、宇婆布の字鏡も、慕奪也、宇波不
又根比支宇波不万葉五十九、由吉能伊呂遠有婆比
豆佐家流有米能波奈あど何り、古事記曰、詔我那勢命
之上來由者必不善心欲奪我國耳と何り、○父母の、今
カゾイロと訓る如何あり、事古事記傳七の廿四、美
丁不出さく上も此も父母とあり、非あり、
於也能尊と訓事上、卷九、丁、出、○既往ハ、御言依指能
尔麻尔と訓べし、亦ち上、黄泉段、一書、又保、不見え、
食神、一書、あど

○諸子二字、此意、各不捨て、○有其境ハ、其佐加比古
曾阿礼と訓べし、佐加比ハ坂合の阿の略り、さるふて
後、ハ坂合あらぬ處も、是、不依、カセルト云、事、ハ、
さるあり、この坂の加、阿乃響、何さ、自、略、さる、
ハ坂合、黒彦、下十三卷、境、黒彦皇子と十四卷、一、丁、
皇子と何り、万葉六、丁、一、ハ大王之、界賜跡、○棄置當就
之國而ハ當就と由久倍枳と訓之、捨て、棄置ハ、漢文
ハ義と由加受と訓べし、○敢ハ捨て、○窺、ハ、是、又、漢
得て、幾坐流と訓、其下、登、詔、給、比、氏、と讀添、○乃
此處の意、幾坐流と訓、其下、登、詔、給、比、氏、と讀添、○乃
ハ、下、事、ハ、數々、弁、ハ、須奈波知、○結、髮、結、ハ、阿、礙、足、と訓
べし、後、名、ハ、今、本、ミ、ク、シ、と訓、古、事、記、傳、七、ハ、云、れ、古、事、記
○日本書紀訓考六卷
○十三

十四 不纏衣の約りたる出 ○縛ハ、比幾麻都比互と訓べ
古事記 玉垣宮段、大后、天皇と、綦一奉ら、亦錦色小
蛇纏繞我頭、此紀、あも繞と然訓る、古くより乃事
古今集 春歌、よそふとて還らむ人よ藤の花
這すれれ枝の折とも、又唐衣あれバ身ふあそ
すれれめ云、源氏物語桐壺巻、上手りわ、源氏
君ハ、上の常召、共まつりせ、芭、幕木、巻、夜、晝、が、く、む
ふも遊び、つれも諸共、まつりせ、芭、幕木、巻、夜、晝、が、く、む
ふも此、餘も多し、給と、何、久、く、木、麻、登、比、あ、る、と
登と都を通す、と云、了、あり、訓考四卷四、袴ハ上、訓
五卷四、不出 ○八坂瓊、八坂ハ、古事記傳十五、八、十、追、續
十、四、丁、

の考ふ、ハ、弥、あ、り、坂、ハ、佐、明、あり、其、佐、ハ、真、と、通、つ、る
あり、貫、並、べ、た、る、緒、の、凡、々、乃、長、さ、あり、佛、家、ハ、所、謂、珠
數、の、長、かり、つ、ら、美、麗、さ、い、更、み、も、云、是、玉、ハ、今、少、く、大
珠、數、と、云、事、を、思、ひ、く、云、事、み、佛、家、と、義、と、何、れ、ハ、玉
と、聞、え、る、事、ハ、此、紀、も、古、事、記、も、八、坂、瓊、と、何、れ、ハ、玉
と、云、る、名、ハ、此、説、ハ、非、あり、瓊、も、同、傳、四、丁、ハ、瓊、ハ、玉、
り、と、何、り、證、明、瓊、ハ、赤、玉、の、事、あり、と、何、り、と、云、あ、り、
赤、玉、也、と、注、し、古、事、記、の、餘、み、見、え、ざ、り、必、赤、玉、と、
云、事、此、紀、と、古、事、記、の、餘、み、見、え、ざ、り、必、赤、玉、と、
定、め、が、く、又、古、事、記、傳、十、三、の、六、十、九、丁、ハ、美、須、麻、流、
通、と、あ、る、歌、乃、通、と、瓊、と、注、せ、ら、る、事、ハ、誤、あり、此、通
御、ハ、稱、云、言、統、ハ、訓、注、須、磨、屢、と、何、り、ハ、古、事、記、傳
○日本書紀訓考六卷
○十五
三十二

七 卅六 須夫流と言通つりとほり、はれバ弥真明瓊
と數多く、五百と總繫たると云事あり。○纏の麻加志
互と訓べし。○鬢の上 訓考五卷 出。○腕の多儀布佐
と訓べし。同傳卅一 十四 出。○又の捨て。○背の既
を和ねた家所と云、總又物出。○又の捨て。○背の既
の多き家統集と云と。○又の捨て。○背の既
出。○千箭五百箭箭の古事記傳七 卅七 出。○和名抄
也。和名乃とほり、こり出。○靴の和名抄 征戰 具。○釋名云
千箭入の意ありと。○靴の和名抄 具 具。○釋名云
歩人所帶曰靴以箭又其中也。和名由岐とほり、こり矢
と入る。物あり。此物紀中又万葉ふとみ所々見ゆ。○
臂の古事記 比沼河 歌ふ。斯呂伎多陀牟幾下十一卷 十五

鶴鷓 大御歌み辞漏多娜武枳和名抄類 手足 腕和名太
々無岐一云宇天とほり多太牟枳と訓べし 谷重遠 向
ありと云り。○稜威の古事記み伊都とほり同傳七 卅八
然ありべし。○稜威の古事記み伊都とほり同傳七 卅八
丁 伊知速 の伊知と同言みと知波也夫流の知も是
出。言の例の伊都之男建伊都能知和伎あどほり是ら皆事
と云ふ此の物と云ふ例の見えはとほり。○高靴靴の和名
抄 射藝 具。靴楊氏漢語抄日本紀等用靴字和名止毛在
臂避弦具也万葉一 廿八 出。○丈夫之靴乃音為奈利七 六十
丁 丈夫 之手二卷持在靴之浦回乎はく加茂大人曰
靴の射ふ左の臂み著る物みし。形の吉部秘訓

抄不見え、著たる状ハ古畫に見ゆと云れ、古事記傳七
 卅九、是ハ何の料ヲ著るとのぞと云、ハ古歌ハ、鞆ハ
 ハ皆音と云ると思つべ、此物ハ弓弦の觸て、音を高カ
 らしむる爲あり、音を以て威事、彼鳴鏑、あとい同ト
 然る故ハ高鞆とい書ま、あり、鞆と云ハ音物乃略リ
 たり名あり、物の能と略くハ、作物所とつゝ、ハと高音
 物ありとあり、古事記ハ、竹居、大人、説ハ、依ハ、物をあらせ
 あり、○弓彌ハ、和名抄、射藝ハ、釋名云、弓末曰、彌、和名由
 美波數と何れども美と略テ、例ハ、弓削と書テ、由波受
 と訓べ、万葉二、卅三、長歌ハ、取持流、弓波受乃驟、十六

卅九、吾爪者、御弓之弓波受、あとい何れども、ハ、弓弭乃頭と
 云、あり、古事記水垣宮段、あり、弓端と訓り、○振起ハ、布
 利多豆と訓べ、古事記、あり、振立而と何れ、古今集、夏
 夏山ハ、戀しき人ヤ入、あり、む、聲あり、ナラ、ホト、ミ、
 鳥、○劔柄、柄ハ、加良と訓べ、和名抄、器部ハ、柄、器物
 並柯也、和名一、云、賀良とあり、古事記、あり、加良と云、
 此字を用たり、海布之柄、又ハ、名ハ、紀、万葉八、卅二、公之
 三、船乃梶柄、母我、○急握と登利志、婆利と訓事ハ、下三
 卷、丁四、撫劔、此云、都廬者、能多伽彌、屠利志、魔屢と何れ
 小依り、此ハ、握とあり、と、上ハ、引、三、卷ハ、撫と書ま
 又同卷七、丁廿二、卷廿一、丁、あり、案と訓り、又廿

○日本書紀訓考六卷
 十七
 三十一

然り、らわ次言の楚散と云む為あり同傳七も源氏物
語行幸、御心と静めくあそ、堅き巖イハも沫雪も成給
ふべき御氣色イケキあまかと書る、此の故事ありと何り
○以り捨て、○楚散も同傳七も楚散、其ハ散ハ知ハ須ハあ
例ハ此ハ紀ハ垂ハ仁ハ卷ハふハ人ハ名ハふハ當ハ麻ハ躑ハ速ハとハ云ハ何ハりハ又ハ散ハの
宇ハのハ意ハなりハ字ハ鏡ハふハ龍ハ波ハ良ハ介ハ志ハ又ハ知ハ留ハ万ハ葉ハ廿ハふハ安ハ麻ハ
乎ハ夫ハ祿ハ波ハ良ハ々ハ爾ハ宇ハ仗ハ互ハふハ出ハてハ散ハ今ハ按ハふハ然ハりハ々ハ花ハ乃ハ
とハ何ハりハ言ハのハ意ハハハ皆ハ同ハ小ハとハ出ハてハ散ハとハ波ハ良ハかハ加ハ須ハ波ハ良ハ
波ハ良ハとハ知ハ留ハとハ例ハハハ重ハてハ云ハりハ堅ハ庭ハはハ土ハとハ躑ハ散ハとハ雪ハの
如く摧散と云ありと何り○雄誥ハ、古事記ハ、白檀原ハ、
五瀬命ハ為ハ男ハ建ハ而ハ崩ハ又ハ紀ハ中ハ万ハ葉ハあハどハ小ハ見ハえハりハ同ハ傳ハ
七も出たり、はく、鳥ハハ素ハ美ハ鳴ハ尊ハ乃ハ衰ハ小ハ同ハくハ雄ハ々ハき

と云多替タカル建タケきと云て眉ヒハ夫流フと活イて其状シと云事
あり○奮ウハ布流フ比ヒと訓ルる、古事記ハ、踏建フミと何ハと
同く、是ハ小ハ其ハ状ハと云ハりハ然ハまハがハ多ハ替ハ眉ハルハ其ハ状ハと云ハりハ
如何ハ小ハと云ハりハ上ハのハ眉ハハ雄ハ誥ハ小ハ就ハてハ言ハふハ此ハ奮ハハ
雄誥ハハ給ハふハと云ハりハ事ハありハ同ハ記ハありハ男ハ建ハ踏ハ建ハ而ハと云ハりハ万
葉ハ一ハのハ七ハ丁ハふハ加ハ萬ハ目ハ立ハ多ハ都ハ々ハもハ詠ハ又ハ天ハ雲ハ乃ハ○噴ハ讓ハ
遠隔ハ乃ハ極ハ速ハ跡ハ痕ハあハどハ皆ハ重ハてハ云ハりハ何ハりハ○噴ハ讓ハ
り、下三、卷ハ丁ハ十、卷ハ丁ハ三、あハりハ此ハ字ハと書ハきハりハ此ハ詞ハハ古ハ歌
小、あハ後ハと鳴ハと云ハりハ古ハ呂ハハ音ハと云ハりハ思ハつハがハ御ハ聲ハと
高く出ハりハ責ハ給ハふハと云ハりハ下ハはハ毘ハハ上ハのハ多ハ替ハ眉ハ
と同く、是ハ小ハ其ハ状ハと云ハりハ辞ハありハ万ハ葉ハ十一ハ丁ハ十五ハもハ足ハ千ハ
根母ハ爾ハ所ハ噴ハ物ハ思ハ吾ハ乎ハ十四ハ丁ハ廿八ハもハ奈ハ何ハ波ハ伴ハ爾ハ己ハ良ハ例ハ

○日本書紀訓考六卷
○十九
○三十二

安波由久又丁廿九 祢奈敝古由惠爾波々爾許呂波要か
 と何るハ皆母不罵了と云るあり和名抄病類不失
路ハ久と何るハ聲の出ぬ病と聞○發而ハ於
古呂ハ奈久の奈は略りたふ言あり
 古志氏と訓べ下丁廿六小爲起而と何るはくと噴
 嘆と御聲と高く出し給ふと云言あり○任詰問ハ
 古事記ハ待問と何るハ依て麻知登布と訓て詰ハ
ナジルと訓ハ古言あり捨べ任ハ下七卷七丁
きと此言古書ハ見えば捨任ハ下七卷七丁
あり任ハ偽字あり是とタと訓る任ハ下七卷七丁
あり任ハありがとタと訓る任ハ下七卷七丁
 万葉六丁廿六小待將問多米十七丁廿一小安我麻知刀敷
 爾と何る古事記曰即解御髮纏御美豆羅而乃於左

右御美豆羅亦於御髮亦於左右御手各纏持八尺句瓊
 之五百津之美須麻流之珠而曾毘良邇者負千入之數
 附五百入之數亦所取佩伊都之竹鞞而弓腹振立而堅
 庭者於向股蹈那豆美如沫雪蹶散而伊都之男建踏建
 而待問何故上來と何
久此ハ何故來の
文ハ省きが

素戔嗚尊對曰吾元無黑心但
 父母已有嚴勅將永就乎根國
コニスサノヲノミコトマラシタマハク アハ モトヨリ キタナキコ ロナシ タミ
ミオヤノミコト トホク ネクニマカレト ナリクマヒレラ

如不與姉相見吾何能敢去是
 以跋涉雲霧遠自來參不意阿
 姉翻起嚴顏于時天照大神復
 問曰若然者將何以明爾之赤
 心也對曰請與姉共誓夫誓約

之中誓約之中此云宇必當生
 子如吾所生是女者則可以為
 有濁心若是男者則可以為有
 清心於是天照大神乃索取素
 戔鳴尊十握劍打折為三段濯

於天真名井 齧然咀嚼 齧然咀嚼
 佐我彌而吹棄氣噴之 狹霧
 爾加武 而吹棄氣噴之 狹霧
 氣噴之 狹霧 此云浮枳于所生
 都屢伊浮岐能佐擬理
 神號曰田心姬次湍津姬次市
 杵嶋姬凡三女矣

○元の毛登與利と訓べ
 訓考五卷 出、○但り多太と訓べ
 見、○此言上、訓考五卷、み云、○父母此訓上不出
 ○已有嚴三字捨て、○將の捨て、
 御自、然の讀、から、
 麻加礼と訓、乎又○如不二字捨て、○與の、介と訓
 ○吾何能敢四字捨て、○去、麻加良牟登於毛比互古
 曾と訓、○是より六字、漢籍、不有、と取、潤色
 不書き、これ、古言古意、捨て、○自ら捨て、○來參、麻

爲幾都禮并キ○不意ハ志加流尔シカ○阿姉ナ也奈祢能尊ナと訓
 べし和名抄兄弟類小爾雅云女子先生爲姉女兄和名
 添阿祿と有りられ又古事記木花之佐久夜毘賣の如く阿祿と
 賣と申し給つる御言の阿祿と訓乃阿祿然讀り○翻起
 訓べく思え給つる御言の阿祿乃阿祿然讀り○翻起
 嚴顔ハ是ハ漢籍と取て書れ御怒波甚加志古志登申
 志給問婆と訓べしあわ天照大神丈夫の備と設て問
 給ふと御怒坐ると思あてあり加志古志ハ下廿二
 卷丁十七ノ訶之胡彌互兔伽陪摩都羅武と有り古事記
 傳六十八ノ事あり出古事記曰速須佐之男命答曰
 僕者無邪心唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之

事故白都良久僕欲往妣國以哭爾大御神詔汝者不可
 在此國而神夜良比夜良比賜故以爲請問還往之狀參
 上耳無異心と有り此ハ此文略あり○于時二字○
 復○若ハ捨べし○將何以明爾之赤心ハ何以と伊加
 尔志互と訓爾ハ漢籍ハ汝字と一よしを用われば
 美麻志と訓べし赤心ハ古事記ハ汝心之清明何以知
 と有り清明と阿加幾古登と訓ると万葉廿ハ加久佐
 波奴安加吉許己呂乎續紀一明支清支直支誠之心
 以而ふと有り此言ハ天の明より出て幾ハ語辭あり
 そも万葉十五ハ安我己許呂安可志能宇良爾と有り

○日本書紀訓考六卷
 ○日本書紀訓考六卷

○三十二
 ○二十三

の播磨國乃明石浦アケシウラ云わけたるの安可志アカシとも活く
 故みかく訓アケシウラあり又明と將あそ志良牟シラムと訓べし○
 請○其コノ與ニ姉ニとあり捨べし○宇氣ウキ譬ヒの上上訓考五卷
 八丁み出此も誓事チカワあり○如ニ毛志モシ○所生シヨウの下下み子
 字と略きシヨクなり宇米流美古ウミルミコと訓○則スレバ捨て○可以爲
 志良勢シラセと訓て以テ捨べし○濁心ニク濁ニ幾多キタ那幾ナキ○
 男ヲの袁能古エンコと訓べしト袁美奈エンミナ對テ男子ヲの總ト
 乃ハ稱ナあり意ニ雄ヲあそ總トの男子ヲと唯雄トと云能ニ素
 爰ト鳴尊ニクの之ノあそ古ノ子トと云言ト崇トて云トあり又袁ト
と云ハナニ訓考三卷十二丁ト和名抄ノ類ノ男ノ女ノ和名ノ乎ト乃

古ノと何トり○則スレバ捨て○可以爲此ト於毛保志モホシ召シ互ニ與
 と訓て以テ捨べし○清心シヨウシンの濁心ニクは對テ書きキあり
 乃ハ上ノの赤心セキシン對テ書きキありト訓ハ同ト下廿卷ト
モテテ用ニ清明シヨウメイ心事シンジ奉ホウ天闕テンケツと何トり古事記コトワザ曰ク詔然者シヨウゼン汝心ニ之
 清明シヨウメイ何以知ニ於ニ是速須佐ニクハヤヒ之男命ヲ答コタヘ白各ハク守氣シウキ比ヒ而生シ子
 と何トり乃ハ天照大神アマテラス素戔鳴尊スサノリ明爾メイニ之赤心セキシン也ト問
 給タマフふ男者ヲ則スレバ可以爲有清心シヨウシンと御答ミコタヘ坐マて成ナ坐マるハ男
 神カミあり然シと天照大神アマテラス物根モノネ依ヨて成ナ坐マるハ男神ヲと吾
 子コと詔ミコト別給ワケタマフひト其趣ソノオモヒ此ニ記シされル其ノ甚シク愛メたク
 おむクきかカも尊ミきかカも若未ニクハヤヒ一書ヒトツキとハのハ女メ心シン眼メ淨ジヨウ
云云女メ心シン眼メ淨ジヨウ

生兒必當男矣云云已而素我鳴尊以其頭所嬰五百箇
御統之瓊云云生兒号正勝吾勝云云得勝驗云云日神
所生三女神令降於筑紫洲又の一書あり汝所生子必
男矣如生男者予以爲子而念治天原也云云使化生男矣
則稱之曰正我吾勝云云素我鳴尊所生之兒皆口如
矣云云取其六男以爲日神之使治天原云云
ふ記し給ひあは皇國の大御統の天照大神の御子孫
あは何らさるあれば皆人疑て説と立むと古事記又
其餘の古書ども違ふを記し給はる舎人親王の
日本魂失きぞ有けり○乃は捨て○索取へ下あは乞
取と何らふ依て古比登良志互と訓べし○天真名井
古事記あり如此何り又下一書あり掘天真名井三處
又天淳名井と云何り共ふ古事記傳七五十ふ井と切

たは稱ふて真の賞名淳は凡て水の澄たはる處を云名
の之りてたは井と稱ふ云了名あり一の井あり何ら
を又此井は天安河瀬の中あり井と云べき處と出○
指と云ふて別ふ尋常ふ云井有りありありと出○
濯り古事記ふ振條と何らふ依べし今本も然訓たり
同書曰故爾各中置天安河而宇氣布時天照大神先
乞度建速須佐之男命所佩十拳劔打折三段而奴那登
母母由良爾振條天真名井而何り此紀ふ良と云詞
此と初めり○齧然咀嚼同記あり佐賀美爾加美而
皆略せり玉篇ふ齧堅聲と注と出此説ハ谷
何り同傳七ふ齧齧と切て云ふりと出重達玉木
華齋ふど吹棄棄ハ字乃如く棄と云言あり其と于
都屢と云ハ古事記八千矛神御歌ふ曾邇奴岐宇互と

○日本書紀訓考六卷
○二十五
○三十二

何れも御衣と穢し脱棄むと詠給つるあり例の同傳
十一の出丁○氣噴之狹霧ハ上訓考五出万葉十五四君
七之由久海邊乃夜杼爾奇里多々婆安我多知奈氣久伊
 伎等之理麻勢ハ御劔ヲ齧テ棄給ひハ息吹ヲあり
 給つば其御息狹霧とあり此狹霧の中御子成坐
 と云事あり○田心姫ハ下一書小田霧姫命古事記小
 多紀理毘賣命亦名謂奥津嶋比賣命ハとありト同ト
音通然讀添べし○瑞津姫古事記ハ多岐都比賣命ハ亦名ハ
 とあり此二柱の名義同傳七五十ふ河の早瀬の状ハ

依了御名出ハ下一瑞津姫命ハ何ればハ此も美古登
ト讀添べし○市杵嶋姫ハ古事記ハ市寸嶋比賣命亦
名謂狹依毘賣命ト何り名義同傳七五十ふありト
出此言下九卷七神名式安藝國佐伯郡伊都伎嶋神
社何り是中古ト此神も下一書小市杵嶋姫命ト何
まは是も美古登ト讀添べしハ此三柱の神乃次第
下一書トもと違つるハ其処ハ云べし○三女ハ下
小三女神ト何り皆美波志良能比賣加美ト訓べし○
矣ハ成坐幾
と訓べし

既而素爰鳴尊乞取天照大神
カレ ス サノヲノミコト アマテラス オホミカミノミ
 髻鬢及腕所纏八坂瓊之五百
ミカヅラ、マタミタムキニ マカセル ヤ サカニ ノ イ ホ
 箇御統濯於天真名井齧然咀
ツノミスマルヲコヒトラシテ アメノマナ井ニフリソ、 ギ、 サガミニニ カ
 嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神
ミ テ フキウツル イ ブキノ サ ギリニナリマセルカミノ
 號曰正哉吾勝勝速日天忍穗
ミナハ、マサカアカツカチハヤビアメノ オシホミ、ノミコト

耳尊次天穗日命
ト、マヲヌ ツギニアメノホヒノミコト
 是出雲臣土
コ、イヅモノオミナリ
 師連等祖也
ムラシラガオヤナリ
 次天津彦根命
ツギニアマツヒコネノミコト
 是凡川内直山
コハ、オウシカフチノオヤナリ
 代直等祖也
シノヘラガオヤナリ
 次活津彦根命
ツギニイクツヒコネノミコト
 次熊野櫟樟日
ツギニイクツヒコネノミコト
 命凡五男矣是時天照大神勅
ミコト スベテイツハシラノヒコガミナリシキカレコ、ニアマテラスオホミカミノリクマ
 曰原其物根則八坂瓊之五百
ハク、ソノモノサネヲクヅタレバ、 ヤサカニノイホ

○日本書紀訓考六卷
 ○二十七
 ○三十二

箇御統者是吾物也故彼五男
ソノミミスマルハ
 神悉是吾兒乃取而子養焉又
ガミハミナ アガミコナリト
 勅曰其十握劍者是素戔嗚尊
ノリクマハクソノ トソカ ツルギ
 物也故此三女神悉是爾兒便
モノサネナリ カレ コノミコナリノヒメガミ
 授之素戔嗚尊此則筑紫胸肩
スサノヲノ ミコトニツケマツリタマヒキ コハ ツクシノムナカタノ

君等所祭神是也

○八坂瓊之五百箇御統凡て古の男も女も身も頭
ヤサカニノイホツノミスマル
 取給ひあり ○正我吾勝勝速日天忍穗耳尊御名義
マヤカアアカキカキ
 古事記傳七五十五正我の勝速日天忍穗耳尊御名義
三丁ふ正我の勝速日天忍穗耳尊御名義
 宇治郡木幡社名天忍穗根尊波多神社ありと何しハ
ミナ
 此神ありとあり ○天穗日命も同傳七五十五名
アホヒノミコト

義美穗の右ふ云、耳の略きありと、其出、神名帳ふ、山城國
宇治郡、因幡國高草郡出雲國能義郡ふと、天穗日命
神社あり、○出雲臣出雲ハ下ハ訓考ふ云べし、臣ハ古事
記傳七六十上六丁本此姓カ朝臣の姓ハありし、彼國より
朝臣ハあり、後宿祢みみ、出臣ト云ハ、大身ノ意あり、
はて紀中ふ此、姓の出たる處々ふ云べし、○土師連土
師ハ同傳廿五六十和名抄國々の郷名ノ土師多
ハ波爾之とあり、又黃櫨ハ同抄ハ波爾之とあり、其
木の弓ト古事記ハ波士弓ト云、此紀ハ訓注ハ波草
とあり、此例ト以て見き、土師ト古ハより波士トあり

云けむら、はて師ト土物ト作ルと云、事ハ為スの
意あり、凡ハ工人ノ類ハ何師ト云、事多キ依テ即チ其
師字ト用ハさる、此ハあり、
ふ事ハ又ハ師ハ意ハあり、字音ハあり、又ハ假字ハあり、
物ハ訓考ハ四ハ卷トとあり、此ハ波爾志と訓ハべし、此ハ氏ハ土
見ハ連ハの姓ハあり、下廿九ハ卷ト、
師連賜姓ハ曰、宿祢ハ姓氏錄ハ右京ハ土師ハ宿祢ハ天穗日命ハ十
二世孫ハ可美乾飯根命ハ後也トあり、
此ハ氏ハ無キ出雲ハ臣ハ未ハ野見ハ宿祢ハ未ハ舉ハられハあり、後ハと

菅原秋篠大江あどの氏々も、又猶此氏々の餘子、古事
 此土師より出たりと、同傳より出、猶此氏々の餘子、古事
 記ふ、元邪志國造上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、
 津嶋縣直遠江國造、續紀八丁廿七、左京人、左大夫正六
 位、上山直池作等十人、改直字賜宿祢池作之先、出自天
 穗日命之後也、あど、何り、○天津彦根命名義彦の比、
 產靈乃毘と、同く古の男を稱て云、根の奈兄の切、あ、
 男女尊て云、あ、○凡河内直の古事記傳七丁十
 九、下十八卷廿二、卷あ、河内、加布知とある、名義、
 意あり、河内、和名抄、河内、加布知とある、名義、
 の京あり、代、大河、此、河内、加布知とある、名義、
 河内と云、代、諸国、名必、二字、河内、加布知とある、
 除き、河内、代、諸国、名必、二字、河内、加布知とある、
 云、意、布、志、と、云、あ、河内、加布知とある、
 故、あ、河内、加布知とある、

志加布知と訓べ、河内國、小、凡河内、忌寸、天津
 彦根命、之後也、此、氏本直あり、下廿九、卷十二年九月、凡河内
 直賜姓、曰、連、十四年六月、凡河内、と、何、下十四卷、
 連賜姓、曰、忌寸、と、何、國造本紀、河内國造、白
 凡河内、直香賜と云、人見、檀原朝御世、以彦己曾保
 理、命、凡河内國造、と、何、れ、也、此、氏、の、國、造、也、
 古事記傳七丁十、抄、和泉國、和泉郡、直、と、あ、り、と、和、名
 多倍と、何、と、と、合、せ、て、思、ふ、阿、多、問、と、訓、べ、阿、多、
 延倍の約なり、言あり、名義、未、と、考、じ、延、り、延、り、
 出、○山代直、同傳七丁、山代、と、引、き、て、城
 了、り、山代、と、い、下、五、卷、丁、七、山、背、と、書、き、
 次々不出たり、此、字、の、字、志、略、意、あ、る、べ、、此、國、の、大

○日本書紀訓考六卷

○三十一
 ○三十二

和國北、方山の後あればあり、古事記傳七よ出
後紀一延暦十三年十一月、詔又此國山河襟帶自然為
城、因斯形勝、可制新号、宜改山背國、為山城國、と有
松の落葉一の四丁ふらるる字の替きり、と人皆思
ふゆきと、然ああらは、字の替きり、と云、名と城と替給
り、るる源順、朝臣、新号とあると、い、心得られた
り、るる字の替きり、事と、和名抄、山城、夜、萬之
品と記され、るる、非事あり、此非事より起
今世あり、城と志品と云、り、城と云、字、日本紀あり、幾
と訓ふ、る、又、佐志と訓、き、と、志品と訓、る、事、九
古書に見え、る、事あり、と、り、猶下ふ云べし、
古事記あり、山代國造と有り、國造本紀、天目、一命、
と、り、非事あり、此事訓、る、國造、み成、れ、る、事有
考十二、卷卅一、丁ふ云べし、
けむ時と、以て、舉られ、此、紀、の本、姓、不就、て、記、され、る、ふ
り、下廿九、卷十二年九月、山背直賜姓、曰、連、十四年月山

背、連、賜、姓、曰、忌、寸、姓、氏、錄、山城國、別、ふ、山背、忌、寸、天都比古
祢、命、子、天麻比止都祢、命、之後也、と、有り、續紀三よ山背
國、造、山背、忌、寸、品、遲、續後紀一丁二ふ、山城國、人、山背、忌
寸、山城國と書き、藤井氏の云、了、如く、國、名、
と、替、ら、れ、る、を、ら、む、は、れ、る、也、麻、幾、能、久、と、
訓、べ、し、然、き、ど、も、國、名、あり、誤、り、也、久、く、云、馳、
り、私、に、改、め、難、き、もの、あり、ら、る、氏、の、古、く、より、云、
如、く、山、背、と、改、め、難、き、もの、あり、故、淨、足、同、姓、五、百、川、等、八、人、
改、忌、寸、賜、宿、祢、淨、足、等、天津彦根、命、之、苗、裔、也、三代實錄
卅三丁八よ、從五位、下山背、忌、寸、大海、全、子、あり、宿、祢、
の、姓、を、賜、ら、る、を、猶、本、下廿二卷丁五よ、山背、臣、日、並
姓、あり、も、有、り、あり、は、る、下廿二卷丁五よ、山背、臣、日、並
と、云、人、見、え、廿九卷、十三年十一月、山背、臣、賜、姓、曰、朝

臣と云姓何る此氏中朝廷近仕奉り一人何
りて臣と云姓と賜りありべし然きども姓氏録
氏あり後絶く猶考べし下廿四卷一丁阿曇山
背連比良夫とあり阿曇より分まき故に連と云
るあり上の臣乃姓は此命の御子孫に此氏氏の餘
もあり類ありは此命の御子孫に此氏氏の餘
不古事記額田部湯坐連茨木國造倭田中直馬來田
國造道尻岐閉國造周芳國造倭淹智造高市縣主蒲生
稻寸三枝部造あ見え姓氏録右京桑名首天津彦
根命男天久之比乃命之後也又未定姓犬上縣主天津彦
根命之後也三代實録七丁陸奥國磐瀨郡人正六
位上勲九等吉美候部豐野賜姓陸奥磐瀨臣其先天津

彦根命之後也ああり○活津彦根命名義古事記傳
七活と云活代神より起て生活乃字此意よ出て
近江國蒲生郡彦根神社に此神ありと云り○
熊野櫛樟日命五丁熊野の出雲國意宇郡
乃熊野ありべし櫛樟日久志須美と約るあり其
久志の奇靈あり須美の須美と同く美の須美の耳此
略きなりと有りは須の意を同傳中不見え三の
冊三丁高御産葉日神の注に産の宇牟小宇と略き
云るにあれは爲産ふ此巢の爲ありきて此の
樟は是と今按ふ古事記に伊邪那岐伊邪那美神初々
御子生坐し處ふ石巢日賣神あり此巢と同傳五三

小都々と近しと有り、はく都々の同傳六丁七十小都知
 と通ひく、其都々の之通ひ、知り男は稱名ホナありと有り、
 上云、石巢日賣神ハ女神あれは、是と別ありべけ
 きと、此の樟ハ是、あて、奇都知耳ミミありべし、凡て神名ハ
 須と云、その皆是ありべし、○五男ハ、伊都波志良能比
 古加美と訓べし、此事上下あり五男神と有り、○矣ハ
 奈利坐幾、○物根、古事記あり物實モノサネと有り、毛能佐祢と
 訓べし、毛能ハ上訓考五卷出、佐祢ハ、和名抄具具核、
 爾雅云、桃李之類皆有核、和名佐祢、切韻云、核者子中之
 骨也と有りて、物比實の中は極キマし処と云、あり
今本訓

了古事記傳、佐祢と多祢との其も名も通へり
あれど多祢ハ物の實モノサネからる云、又物の實は中
骨あり、云り佐祢、實の中は極キマし處とい、和名抄
然あり、ありて、
 云、骨中ハ又形あり、たる物有り、是あり、意ハ小根ハ
 了、し、その小と助と云、り、万葉四丁十九小石と佐
 謝礼と詠る、和名抄類巖石細石、説文云、礫也、水中細
 石也、和名佐々礼、以之と有り、小同ト、是より轉マシて小
 浪と佐謝礼奈美十三の七丁六と云、古事記万葉小
かと訓、り、古事記傳ハ、五十四丁、又幹の小きと云
そ小竹と云、云と有り、木佐々と云、小き竹あれハ
例あり、又万葉小竹と志奴と訓、り、同ト、又源氏物
 語枕草紙榮花物語又後の物あぐら徒然草とふ、小

き事と佐々也加と云り是も小きと佐と云る例あり
はく此言ハ狭より出たるなり又根ハ物根
ハ物根といハ天照大神の八坂瓊之五百箇御統
ありその次の大御言ふ吾物也と詔給へる物根より
御子等成坐れば天照大神の吾子と詔給へる諾
り多る人の子を生も父の物根母は腹へ入て得成
る母と云どく父と擧て其種と云るが如し○原
ハ玉篇多豆奴禮婆と訓べし下十九卷丁五此字
と如此訓ハ按此字美奈毛登と訓ハ逆上て見
云ふ此字と當らきとありて多豆奴流と万葉十九丁二毎

年爾鮎之走婆左伎多河鷓八頭可頭氣互河瀬多頭祢
牟○則ハ捨て○吾兒の下ハ那利登詔給比呂と讀添
べし○乃ハ捨て○子養ハ比多志給比幾と訓べし此
言古事記傳十七丁三今足出古事記玉垣日足
万葉十三丁八ハ何時可聞日足座而あど何久○素戔
鳴尊此ハ天照大神御詞あれば美麻志能と訓べし
警華山蔭ハ次の文ハ爾兒とあきハ是ハ素戔鳴尊
對て詔給御言ありハ素戔鳴尊のといハ是ハ爾
物也と云そ有つんきと○物ハ此紀の常みて物の下
あきハ吾云處と同一○毛能佐祢と訓○悉是二字捨て○兒ハ美古那利と訓
て登詔給比呂と讀添べし○便ハ捨て○授ハ都氣奉

利給比幾と訓べし今本サツケと訓る字下五卷丁
ふ、以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑以日本大
國魂神託淳名城入姫命祭所於倭笠縫邑以日本大
都利と云、崇辭を添そふあり○則も捨て○筑紫の既
み出○胸肩君胸肩ハナカタクキミの和名抄ふ筑前國宗像郡牟奈郡是
あり名義古事記傳七六十一筑前國風土記引きて
と云事出万葉六七一ふ大伴坂上郎女發帥家上道超
筑前國宗像郡名兒山之時作歌と題して長歌一首あ
り氏ハ同集十六廿九筑前國宗像郡百姓宗形部津
麻呂見也君と云る姓ハ姓氏錄右京別ハ宗形朝臣大神

朝臣同祖吾田片隅命之後也大神朝臣ハ素戔嗚尊六
同書又河内國宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之
後也ト何モト本君此姓ありと下廿九卷又十三年十
一月胸方君賜姓曰朝臣ハナカタクキミと何モト然コトるコト此小君と何モト
り古書ハ依モトきコトありと○所祭神モトイウツカミハ上六十五訓考五卷
み出古事記曰速須佐之男命ヨモツクシ度天照大御神所纏マタヒ左
御美豆良八尺句穗之五百津之美須麻流珠而奴那登
母母由良爾振滌天之真名井而佐賀美邇迦美而於吹
棄氣吹之狹霧所成神御名正勝吾勝勝速日天之忍穗
耳命亦乞度所纏右御美豆良之珠而佐賀美邇迦美而

於吹棄氣吹之狹霧所成神御名天之菩卑能命亦乞度
所纏御鬘之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧
所成神御名天津日子根命亦乞度所纏左御手之珠而
佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名活津
日子根命亦乞度所纏右御手之珠而佐賀美邇迦美而
於吹棄氣吹之狹霧所成神御名熊野久須毘命於
是天照大神告速須佐之男命是後所生五柱男子者物
實因我物所成故自吾子也先所生之三柱女子者物實
因汝物所成故乃汝子也如此詔別也故其先所生之神
多紀理毘賣命者坐胃形之與津宮次市寸嶋比賣命者

坐胃形之中津宮次田寸津比賣命者坐胃形之邊津宮
此三柱神者胃形君等之以伊都久三前大神者也
りは此女子ハ次々の一書の説と違つゝ其中入市
杵嶋姬命是居于速瀛者也田心姬命是居于中瀛者也
湍津姬命是居于海濱者也とあり筑紫とも胸肩と
も無きとも古事記と地や合ふ似たり此三神と
胃形君等ヲ以祭所以ハ舊事紀ふ大國主神坐于海濱
者ハ娶て八重事代主神と生給ふ此事代主神子天日
方奇日方命五世孫阿田賀多須命ありはれバ此海濱
坐神ハ事代主神の御母あり此氏の遠祖母神ハ坐

バあゝと古事

記傳七四丁ふ出

一武弟我親吾
 書健所天握親
 曰陵以原天劍又
 日物來乃九臂防
 神者非設劍稜著禦
 本意及是夫武又
 知素其善意備躬必當奪
 素茂上至便尊有
 茂鳴至當謂有
 鳴尊有
 尊有
 有

為暫來耳於是日神共素茂鳴
 尊有相對而立志誓者若汝其心明淨
 不有陵奪之意者汝所生兒必
 當男矣言訖先食所帶十握劍
 生兒號瀛津嶋又食九握劍
 生兒號湍津嶋又食八握劍
 兒號田心姫凡三女嬰五已而
 素戔嗚尊以其頸所名井百箇
 御統之瓊濯于天所名井亦
 去來之真名井而食之乃生兒

○日本書紀訓考六卷

○三十七

號正勝吾勝速日天忍骨尊次
 天津彦根命次活津彦根命次天
 穗日命次熊野忍蹈命凡五男神
 矣故素戔嗚尊既得勝驗於是日
 神方知素戔嗚尊固無惡意乃以
 日神所生三女神令降於筑紫洲
 固教之曰汝三神宜降居道中
 奉助天孫而為天孫所祭也

訓考四
訓考五
訓考六
訓考七
訓考八
訓考九
訓考十
訓考十一
訓考十二
訓考十三
訓考十四
訓考十五
訓考十六
訓考十七
訓考十八
訓考十九
訓考二十
訓考二十一
訓考二十二
訓考二十三
訓考二十四
訓考二十五
訓考二十六
訓考二十七
訓考二十八
訓考二十九
訓考三十
訓考三十一
訓考三十二
訓考三十三
訓考三十四
訓考三十五
訓考三十六
訓考三十七
訓考三十八
訓考三十九
訓考四十
訓考四十一
訓考四十二
訓考四十三
訓考四十四
訓考四十五
訓考四十六
訓考四十七
訓考四十八
訓考四十九
訓考五十
訓考五十一
訓考五十二
訓考五十三
訓考五十四
訓考五十五
訓考五十六
訓考五十七
訓考五十八
訓考五十九
訓考六十
訓考六十一
訓考六十二
訓考六十三
訓考六十四
訓考六十五
訓考六十六
訓考六十七
訓考六十八
訓考六十九
訓考七十
訓考七十一
訓考七十二
訓考七十三
訓考七十四
訓考七十五
訓考七十六
訓考七十七
訓考七十八
訓考七十九
訓考八十
訓考八十一
訓考八十二
訓考八十三
訓考八十四
訓考八十五
訓考八十六
訓考八十七
訓考八十八
訓考八十九
訓考九十
訓考九十一
訓考九十二
訓考九十三
訓考九十四
訓考九十五
訓考九十六
訓考九十七
訓考九十八
訓考九十九
訓考一百

日神の上 訓考四 論 猶阿麻豆良須於保美加美と訓

奉るぐ下皆同ト ○本ハ波自米與利と訓ベ 今本
 ヨリと訓るモ ○知有武健ハ本書ハ此則性雄健と何
 意ハ違ハト ○加牟佐賀多祁幾事乎志呂志召豆と訓 ○陵
 より四字捨て、モノヲシヌグおどハ漢意ヲ書キ
 せ ○及其上至リ、今天尔參上利幾坐流乎幾加志互と
 訓ベ、○便ハ捨て、○弟ハ奈勢能尊 ○所以來者ハ來
 此上ハ麻為と讀添て、參幾坐流由惠波 ○非ハ、奈良自
 ○天原ハ、本書ハ奪國と何セバ久尔と訓 ○當ハ返リ
 て、於毛保須尔古曾 ○丈夫ハ、今本ハ大ニ誤キ、一と
 二と十あり、今本文と何キ、諸説大ニ誤ト、略
 下三、卷四、丁ハ、大丈夫と何キ、大と略

ありと、通證四ふいりきと今ハ丈ハ改めつ、はて麻須
も然略り例ルありき、良衰と訓べし、意ハ益荒男み、武き事の益と云、万
葉一ハ、丈夫登念有我母又二十五丁十六あどふも
丈夫と有りて、十七丁廿九丁廿六丁十九あどふ、麻須
良雄と假字書有り、又十一丁四丁、あハ健男とも訓、○
設ハ、万葉七丁廿七、夏影房之下爾、衣裁吾妹、裏設、吾為
裁者、差大裁と有り、十八丁廿四丁、布祿毛麻、宇氣受
○躬ハ、美々、○十握劍八握劍あど、ハ、劍ハ長き短と
何腰も帶給つるふ、此ハ、下ハ三女神の成、坐了用と
先云、さあり、○又ハ捨て、○鞞本書ハ、千箭之鞞五百

箭之鞞○握弓箭本書ハ、振起弓彌と有り、万葉二、卅
丁、長歌ハ、皇子隨任賜者、大御身爾、大刀取帶之大御手
爾、弓取持之云云、○防禦二字捨べし、是ハフセグと訓
ハ、防禦給ふ處ハ、何らむ、又上黄泉、段ハ、避鬼の避下石
屋段、一書三、卷九丁、あど、ハ、距又防禦あど、と、訓と
ハ、皆布勢具と云、處ハ、何らむ、六、卷七丁、ハ、狭穂彦興軍
距之、十、卷七丁、ハ、因、新羅人之距、十九、卷十九丁、ハ、不、可
以、禦、此、強、敵、あど、と、布、勢、具、と、云、○元ハ、毛、登、利、○惡
心ハ、幾、多、奈、幾、善、古、々、呂、○只、爲、暫、三、字、捨、て、○來、耳、ハ、
麻、爲、幾、都、礼、と、訓、べし、耳、字、ハ、能、美、と、訓、ハ、漢、文、ハ、格、
都、礼、と、訓、事、古、事、記、傳、本、書、ハ、吾、元、無、黑、心、但、父、母、已
有、嚴、勅、將、永、就、乎、根、國、如、不、與、姉、相、見、吾、何、能、敢、去、是、以

云云遠自來參トホクマキキと有り此ハ文を略うれあり○明淨
 ハ、本書ハ赤心とも清心とも有り此ハ阿加々利勢婆
 と訓べし、○不より七字ハ漢文の潤色捨て○所生ハ、此
 叙ハ依りて成坐了あれバ化字と書べきと、生ウ美奈牟
 字と書き、ハ古書の牛ウあり、木書ハ同ト、宇美奈牟
 と訓べし、○當ハ、麻須倍志、○言訖ハ、詔給比表開豆、○
 食ハ、今本ヲシテと訓了ハ、飯と、事と表須と云ハ、
 此ハ其と、本書ハ、齧然咀嚼と有り文あきバ、加美豆と
 異あり、○瀧津嶋姫、本書ハ、初ハ田心姫、次ハ湍津姫
 末ハ市杵嶋姫あり、ハ、瀧津嶋姫とい、白井宗因ハ、此
 神即市杵嶋姫
也と云ハ、次一書ハ此姫を末ハ舉られ、了ハ、
 依りて、ハ、此事其處ハ云と見了ハ、古事記ハ多紀理毘賣

命亦名謂與津嶋比賣命ニミナマラスオキツヒと有り亦名の傳あり、その田
 心と多紀理と同一と云、事ハ上丁廿六ハ云、ハ、瀧津
 嶋姫ハ多紀理姫あれハ、本書ハ田心姫と有り、と
 同神あり、然ハ、次ハ田心姫と有り、ハ、同神と本
 書ハ、初ハ、次ハ、一書ハ、末ハ、舉られ、了ハ、あり、
 是と考、了ハ、此ハ瀧津嶋姫ハ、誤、了ハ、市杵嶋姫と有り、
 了ハ、故ハ、市杵嶋姫とバ、洩、了ハ、宗因、了ハ、云
 了ハ、是と同一、了ハ、同神と、了ハ、甚く、了ハ、
 了ハ、此ハ、三女神とも、了ハ、姫、了ハ、下、了ハ、美古登と讀、了ハ、事
 次一書ハ、依り、又此、一書、末、一ハ、異あり、傳、了ハ、
 了ハ、古事記又上、本書と違、了ハ、了ハ、先、本書の所、了ハ、
 云、了ハ、知、了ハ、此、一

書みてハ此女神等ハ天照大神の御子よして正我吾
 勝々速日天忍骨尊より五男ハ素戔嗚尊の御子あり
 か、れば皇國の御正統ハ天照大神の御子孫あり何
 らばあり是と考ふ此項既ハ漢學問盛ニなりて
 皆人漢意ふありぬきバ古傳ハ我勝とも得勝驗とも
 有マカあへむとて物根と取替て記せられは男子
 ぞ子孫の嗣づき理ありと思ひく御子と取替て記せ
 られありづ髣髴山陰みか此一書と末一書ハ傳
 是らの説の如くあらバ皇統ハ素戔嗚尊御未ふこ
 そられ天照大神の御未みらあらバいかに異
 説ハ擧らるべくもわがえそ何なり已ガ案と合久
 此らの異あり事是すでの注者心付ざるハ怪しき事

ふ久はて世人奇きと好む癖ハ太平記ハト部
 兼貞ハ天照大神と素戔嗚尊と交通し給りて御子と
 生坐りと云ふあるの妄説ハ後世の漢意あり人ハ親
 引事ハ出来へ然る本書ハ物根と分て男子と天
 照大神吾兒と詔り分給つと記さすかく心得違て記
 されハいと尊とかりけり
 されハかどハ偽ハ覆ハ難ハ此末ハ奉助天孫所
 祭也と何御勅言の天孫ハ誰神の子とせむ何ハか
 一ハ猶其處ハ云ハ一ハ頸ハ和名抄類ハ頸久毘頸
 莖也意ハ古事記傳五十七ハ久煩美あり又後世ハ頸
 云ハ少ハ出ハ所嬰ハ宇奈礙流と訓ハ同傳十三十六
 九ハ和名抄ハ頂頸後也和名宇奈之と何ハ宇奈と云
 丁ハ了あり礙流ハ辞ハ口決ハ頸ハ嬰と云ハ云
 久然ハ十八ハ丁ハ山ハ之毛ハ佐波爾於保美等と何ハ

人も得ありぬり、大直日神の守り幸ひ給ふと思ひ
るあり、○方り捨て、○固り、毛登與利、○以所生り、本
書し原其物根と何るも依りて毛能佐祢尔成坐流と訓
べし、○筑紫洲、洲り、又尔と訓べし、○令降り、天久太志
給比幾、○教之二字り、煩れ、捨て、○汝三神り、美麻志
多知と訓べし、三神即多知、當り、○宜り捨て、○
降居道中、抑筑紫洲と云、り、必筑前國宗像郡を指、
云、り、何らむらむら筑紫の洲の内あり、此道中
と何るり、何れり、國を指て云、り、や意得、後、一國
と、道、道中、道後と云、れ、道中、其例あり、筑前、道
中と云、り、あやと思へ、筑前、國を三、分、り、事、書、り

見えされ、然、今按、下、一書し海北道中と何れり、彼
宗像郡と云、り、と聞、き、此、文、を略、り、り、り、下、
一書し云、り、處あり、べし、猶其處五十九、○奉助天孫此
天孫り、吾御子能御末と訓べし、天孫り、未、坐、坐、此、時
勅、い、わ、り、と、何、り、考、こ、り、天照、大神、已、尊、此、物、根、不、成
の、至、ら、ざ、り、り、り、考、こ、り、天照、大神、已、尊、此、物、根、不、成
坐、り、此、説、り、古、事、記、と、上、本、書、し、依、り、て、云、り、正、我、吾、勝、勝、速
日天、忍骨、尊、と、指、て、吾子、と、り、詔、給、り、り、あり、か、れ、り
上、り、男子、り、素戔、鳴、尊、の、御子、と、せ、り、と、違、り、り、本、書、し、
大、神、其、鬚、ふ、ど、み、纏、り、り、五、百、箇、之、御、統、瓊、り、り、男子、り
成、り、坐、素戔、鳴、尊、の、十、握、劍、り、り、女神、り、成、り、坐、り、り、此、一、書、
り、此、物、の、持、主、替、り、り、あり、故、り、り、男、故、上、り、り、云、り、り、如、く、
女、の、御子、等、の、御、親、違、り、り、あり、

此、一書ハ漢意あり者得勝驗と有り古傳ふかふ
むとて女子と男子ふ替へるべりれども、その全く偽
あり妄説あれば、此處ふ至て不意ふ天孫と記され
り、其妄説顯きあり後世に偽書と作はく奉助ハ麻
毛利奈婆と訓づ、○爲天孫ハ登古志倍余と訓づ、
こハ天孫の御末の千萬を係て詔給つ大御言ふ
て天孫乃坐坐む限んと云大御言あり○所祭也ハ麻
都良志米牟登詔給比幾と訓づ、○此奉助天孫云云
ふ就て疑あり、その天孫の御子の御末を守ふと訓
る御末ハ後の御世々々の天皇と申あり、然る時

ハ天皇の御壽命ハ限有りて崩坐と知し召給つ趣
ありさや常しくふ祭らるめむと、此三女神ハ宗像
ふ坐と然詔給ふあり、されハ現御體彼宗像ハ天降坐
ると指て常しくふと有る時ハ、此三女神ハ千萬の後
も御壽命全く坐と聞ゆあり故つらく思ふ、此三
女神ハ中ハ大國主神ハ嫁給ひて御子生坐るも有り
て、其後ハ薨坐し御魂と宗像君が祭さるあり、其例ハ
古事記ハ建御名方神信濃國諏訪ハ行至坐し後の事
ハ見えども今ハ其處ハ鎮坐又日子番能邇々藝命
ハ支加而天降給ひ、天兒屋命ハ河内國河内郡杖岡

瓊^カ姬^{ヒメ}吹^フ居^カ之^ノ真^ニ則^レ約^ク坂^カ之^ノ
 尾^ビ命^{ミコト}出^デ于^{シテ}中^ニ名^ナ以^テ東^ニ瓊^ニ劍^ヲ
 而^{シテ}是^レ氣^キ遠^ク化^ス井^ノ八^ノ共^ニ之^ノ今^ニ
 吹^フ居^カ噴^ク瀧^ニ生^{ケル}齧^ム坂^カ相^ヒ曲^ク當^ル
 出^デ于^{シテ}之^ノ者^カ神^{カミ}斷^ツ瓊^ニ換^フ玉^ヲ奉^ル
 氣^キ中^ニ中^ニ也^{ナリ}号^フ瓊^ニ之^ノ取^ル可^ク汝^ニ
 噴^ク瀧^ニ化^ス又^{シテ}市^チ端^ヲ曲^ク已^ニ以^テ汝^ニ
 之^ノ者^カ生^{ケル}齧^ム杵^ヲ而^{シテ}玉^ヲ而^{シテ}授^{ケル}以^テ
 中^ニ也^{ナリ}神^{カミ}斷^ツ嶋^ヲ吹^フ浮^ク天^ノ予^ニ汝^ニ
 化^ス又^{シテ}号^フ瓊^ニ姬^{ヒメ}出^デ寄^ル照^ス矣^{ナリ}所^カ
 生^{ケル}齧^ム田^ヲ中^ニ命^{ミコト}氣^キ於^テ大^ニ如^ク持^ル
 神^{カミ}斷^ツ心^ヲ而^{シテ}此^レ噴^ク天^ノ神^{カミ}此^レ八^ノ

○日本書紀訓考六卷

○四十六

大^{オホ}名^ナ為^ル與^ニ言^ハ有^リ寶^ヲ來^ル兵^ヲ是^レ
 神^{カミ}井^ノ黑^ク姉^ヲ虛^ニ意^ヲ瑞^ニ者^カ誥^ス時^ト
 謂^フ三^ニ心^ヲ共^ニ實^ニ也^{ナリ}八^ノ寶^ヲ問^フ天^ノ
 素^ヲ處^ル生^{ケル}立^ル將^ト時^ト坂^カ欲^ク素^ヲ照^ス
 幾^ク相^ヒ男^ヲ誓^ケ何^ヲ天^ノ瓊^ニ與^ニ幾^ク大^ニ
 鳴^ク與^ニ為^ル約^ス以^テ照^ス之^ノ姊^ヲ鳴^ク神^{カミ}
 尊^ク對^シ赤^ク誓^ケ為^ル大^ニ曲^ク相^ヒ尊^ク疑^フ
 曰^ク立^ル心^ヲ約^ス驗^ス神^{カミ}玉^ヲ見^ル對^シ弟^ト
 以^テ是^レ乃^レ之^ノ對^シ復^ク耳^ヲ亦^{シテ}曰^ク有^リ
 吾^ガ時^ト堀^ヲ間^ヲ曰^ク問^フ不^レ欲^ク吾^ガ惡^ク
 所^カ天^ノ天^ノ生^{ケル}請^フ曰^ク敢^ク獻^ス所^カ心^ヲ
 帶^ル照^ス真^ニ女^ヲ吾^ガ汝^ニ別^ル珍^ニ以^テ起^ル

日命天降りて、天明玉命とあり。一、神あり。二、
 時、御供の中、天明玉命とあり。阿耨那磨延比訶利と
 卷、豐玉姬御歌、明玉の光と云事あり。神名帳、伊豆
 詠せ給へり。國加茂郡波夜多麻和氣命神社、武藏國比企郡伊古乃
 速御玉比賣神社、常陸國久慈郡天速玉姬命神社、陸奥
 國信太郡敷玉早御玉神社とあり。光映玉の意、
 十九卷、箭田玉勝大兄天皇、又神名帳あり。多く載り
 〇此の捨て、〇瑞八坂瓊、瑞の上訓考三、〇曲玉目赫
 目赫輝玉と云事あり。古事記傳十五七八、出目赫
 賀と切れ、此意あり。〇瓊多麻、〇瓊多麻と訓加
 借字あり。此意あり。

漢文の方、捨べし。〇到の上利坐幾と訓て、〇之、
 上也二字も捨て、〇弟、須佐能袁能尊と御名も訓べ
 〇起兵の、伊久佐乎於古志と訓べし。今本然訓、
 黄泉、故、千五百之、黄泉軍とあり。既く多くの人の
 争ふ事と久佐と云其、久佐と云、久佐と云、久佐と云、
 云、其御従人、然き、此天照大神の、久佐と云、
 〇詰り捨て、〇所以來、來り、參上流、〇實り捨て、〇欲與
 姉相見の訓の上、〇珍寶二字捨て、〇耳の、奈礼
 と訓べし。此八坂瓊之曲玉と、羽明玉の素戔鳴尊と

奉りし物ありと、天照大神ニ奉り給ひむとて、天子ニ參
上ボきありと御答坐スりあり、今按ルふ此事ハ下八保大
蛇段ニ大蛇ヲと斬給ひし尾中ニ在リ草薙ノ劍ニと天照大神
神ニ奉りしとありか混マて如此云傳ハしやあらむ其故
の古事記此紀トも玉ハ天照大神ニ御物ニあれば
り○敢ハ捨テ○也ハ申志給比ニ幾キ○言虚實ハ阿加幾
美心ト訓○將ハ捨テ○何以ハ伊加ニ志ト互ト○為驗ハ
志良麻志○上の問曰へ返りて讀○請○共ハ與ハ姉ト
此意あれば捨テ○立ハ誓約トありは捨テ○問ハ本書
此意あれば、
小與姉共誓夫誓約之中ト何れハ美奈加ニと訓テ

○為へ返りて有登志良勢○生男ハ衣能古奈良婆ト
訓テ上ハ麻多ト讀添○為ハ於ニ毛保志ト互ト余登申
志給比ト互ト訓○乃○與ハ捨テ○是○以○之ハ○今
當奉汝汝五字も捨テ○所持ハ毛多流ト訓テ万
葉十三四丁十母ハ之形見跡ト吾持有十四丁十七余知乎
曾母互流十五丁十三都ハ可比奈家礼婆ト毛互礼ト毛ト
と何り○汝の上比ハ以へ返りて登袁ト訓テ此袁ハ
助辞あり万葉七廿六丁六隱口乃泊瀬之山丹照月者五
具為鳥人之常無源氏物語常木卷ニあり我子ト
と何り○可授ハ加閉ト互ト牟ト○以○予ハ捨テ
上文ハ當
奉汝ト云

此如^レ此書^レ一^レあど、素^レ交、鳴、尊^レ上^レあ^レなり、[○]如
 書格^{あり}、[○]漢意^{あり}、[○]此^レ加久志^氏、[○]約束^ハ字氣^比奈牟^と訓^べ、[○]此^レ疑^ハ流^ハ知^ト
 訓^字共^{あり}、[○]され^バ上[、]本書[○]共[○]取[○]則^ハ捨^テ、[○]浮
 誓^約と^何も^ハ依^ルあり、[○]真^名井^と何^もハ依^リて、[○]此^字を^書き^テと^思ひ^テ、[○]寄
 寄^ハ今^本ウ^ケヨ^セテ^と訓^ル、[○]字^ハ就^テあり、[○]故^レ瓊
 寄^ハ重^キ物^ハふ^レバ、[○]水^上ハ浮^ル物^ハ何^らぞ、[○]又[○]本書^一書
 寄^ト云^フ言^ル心^得ぞ、[○]此^ハ別^ニ訓^ベき^格あり、[○]本書^一書
 共^ハ濯^ト書^キ、[○]と^同事^ナ、[○]浮^ハ布^利寄^ハ、[○]須^々岐^ハ
 當^ルあ^らば、[○]その[○]布^利ハ浮^字を^書き^テ、[○]水^上ハ瓊
 と^浮む^ル意^ハ寄^ハ浮^字を^引れ^テ書^キ、[○]あ^らば、[○]字^ハ心^ハ
 了^ルあ^らば、[○]下^石窟^段、[○]一^書ハ浮^濯と^何も、[○]瓊^端ハ、[○]多^麻能^波
 て、[○]浮^字ハ布^利と^訓事^トあ^らば、[○]瓊^端ハ、[○]多^麻能^波

志^ト訓^べ、[○]瓊^ハ此^レ紀^ヲ述^スと^訓ども、[○]又[○]多^麻と^訓る
 例^上、[○]一^書ハ何^らぞ、[○]端^ハ一^ツの[○]瓊^ノ端^ハ何^らぞ、[○]又[○]多^麻と^訓る
 五^百ハ繫^ル、[○]緒^ハ端^ハ一^ツの[○]瓊^ノ中^ト云^フ尾^ト云^フ
 了^皆同^ト、[○]齧^斷ハ、[○]本書^ハ齧^然咀^嚼と^同ト、[○]加^美多^知
 と^訓べ、[○]今^本ク^ヒタ^チと^訓る、[○]此^字常^ニあ^らば、[○]此^レと
 中^ハ入^ル物^ハを^齧み^テ齧^ル、[○]加^美多^知、[○]斷^トハ、[○]其^レ瓊^ハ
 二^ツあ^らば、[○]三^ツあ^らば、[○]給^ルを^云ふ、[○]此^ハ三^ツ女^神成^リ坐^ス
 け^レ瓊^ハ齧^斷と^ハ、[○]素^交鳴^尊の^健と^狀と^知る、[○]召^ル事
 あり、[○]此^レ一^書ハ替^ハり、[○]天^照大^神と^何ら、[○]傳^ハの
 異^{あり}、[○]吹^出の^氣噴^リ、[○]口^中より^出る、[○]故^ニ、[○]如^ク

書きしあるべしゆく本書に吹棄とありしに依て布枳
宇都流と訓べし。○氣噴之中中の本書に狹霧とあり、
此中の上の吹出に准て佐疑利とあり。○化の
と氣噴即狹霧あれは、中とあり。違ひ。○化の
捨て。○市杵嶋姫命、本書に此姫命の末に生坐上、一
書みの洩たり。○速瀛、於幾都美也と訓べし。古事記
に大國主、神娶坐、宵形、奥津宮、神多紀、理毘賣命とあり。
舊事記に大己貴命娶坐、宗像、奥津嶋、神田心、姫命と
あり。古事記と取らざり。神の上、本書と取らざり。と
て田心も多紀、理も同トキと云、事上は云。○田心姫命
り。又大己貴命、大國主命と同神あり。○田心姫命
に、上、本書に初、生坐上、一書みの末に見え。古事記
みの無し。多紀、理、毘賣命。○中瀛、奈加都美也
と同神あり。故あり。

と訓べし。古事記に、市杵嶋比賣命者坐宵形之中津
宮とあり。○湍津姫命、上、本書又一書に中、生坐
り。舊事記に、湍津姫命云。此、三女神生坐了。次第、本書
云坐、宗像、邊、都宮とあり。此、三女神生坐了。次第、本書
違ひなきと、御名の皆同ト傳、此異あり。○海邊、先、海
邊と邊と云り。此、海字に添て書きしを、問、都美也
と訓べし。瀛、字を略し、る、海邊に坐々と云、事あり。事
紀に、居、于、海、濱、者、也、とあり。○於是、都疑余と訓べし。○
以所持と加、閉、給、閉、流と訓るに、上、相換とあり。依
久。○劔末、末、に、佐、幾、と、訓、べし。上、黃、泉、段、に、劔、鋒、と、あり。
み、同、ト、り、乃、山、蔭、み、師、云、あり。み、劔、末、と、あり。乃、次、み、
正、我、の、上、天、津、の、上、あり。み、劔、某、と、云、事、あり。

曰勝速日天忍穗耳尊復含右
 髻之瓊著於右手掌中化生天
 穗日命復含嬰頸之瓊著於左
 臂中化生天天津彦根命又自右
 臂中化生天天津彦根命又自左
 足中化生熊野忍踏命又自右
 足中化生熊野忍踏命又自左
 野忍命其素戔嗚尊所生之
 兒皆男矣故日神方知素戔
 鳴尊元有赤心便取其六男以

爲日神之子使治天原即
 神所生三女之神者使降居于葦
 原中國之宇佐嶋矣今在海北
 道中號曰道主貴此筑紫水沼
 君等祭神是也
 燻干也此云備

乃○若ハ捨ベシ○奸賊之意ハ上、一書ハ惡心ト書き
 一ハ同ト、幾多奈幾美心ト訓ベシ○男矣ハ、袁能古尔
 坐倍志○如ハ捨ベシ○生男者ハ、其美古袁婆○予ハ、阿
 礼○以ハ捨ベシ○令治天原天原トハ天ヲテ詔給ム

御言あり、はく令治の志良志米卒と訓て、其下へ登詔給比互と讀添、はく又此、一書の初の一書と同じ、異ある傳あり○食の加美互と、訓事上一五丁云、○十握劍先、本書の劍生坐るの女神ありはきども其、劍の素戔鳴尊此所帶物おれば、素戔鳴尊此物根あり、此の天照大神の御劍あれば、今生坐る女神の天照大神の御子お坐り、此論上一四丁云、○化の捨る事次々同ト、○瀛津嶋姫命の初の一書も同ト、○亦名市杵嶋姫命、是のいゝ異ある傳あり、その古事記も多紀理毘賣命亦名謂奥津島比賣命と、はくが混とるる又

初の一書と此一書の同状の傳あれば、彼所あり瀛津嶋姫命亦名記され、總て市杵嶋姫と云、はく、はくれん此の後、人乃書加、はく、その此、次は二柱も亦名と云、が無きはあり、あまわく、市杵嶋姫命の初は、はく、はくあり○瀛津嶋姫命の本書と初乃一書も同ト、又の一書あり、末は、田霧姫命の田心姫命と同トと云事上丁廿六、いへり、はく、此、姫命、本書あり、始は初の一書あり、末は、樂られて、又、一書あり、中は、あり、○已而、都疑、亦○五百箇の下は、御字、脱たりと大關本、み云り、はく、何處も御統と、はくれん、今補、あり、○掌中

掌テ、和名抄類、手足、ふ、掌太、奈古、々呂、一云、太奈、曾古、手心
 也と、何れども、多奈、字知、と訓べし、手中、あり、手多、と
 云、、了例、手巾、と和名抄ふ、太乃、古比、と何り、又手、ふて
 向、、と多年、氣と、云、、類ふ、少掌、の下、四十二、丁み、出、
抄、手中、の裏と、云、、事ふ、を掌、み、の當、ら、、和名、
幾、給布、尔と、訓、、○便、、捨て、○男、、比古、美古、○称之、
 古登、阿碍、と訓べし、上訓、考五、卷丁、ふ、出、、○正我、の古、事記
 傳七、五十、丁ふ、麻佐、志加、と訓べし、今本、マサ、シヤ、と訓、
加、と云、の下、四卷、廿二、丁大、御歌、長久、母我、伊能、知謀、那
賀、俱母、賊と、詠せ、給、、つ、、の詔、命母、長久、母我、伊能、知謀、那
如、と云、と出、、○吾勝、の同、傳上、の小、阿加、知奴、と何り
例、あり、と出、、○吾勝、の同、傳上、の小、阿加、知奴、と何り

くる調ふ、依て、何る、と、又今、本の、如く、アレ、カ、○之の
 捨、、○勝速、日此、上ふ、正我、吾勝、と云、、言何、るべ、きと、
 上ふ、何れバ、略き、る、、警、華、、山蔭、ふ、勝乃、上ふ、正我、吾勝
あり、と、○生の、下ふ、兒と、云、、と略き、る、、あ、、成坐、流美、古
 と訓べし、○嬰頸、も、上一、書ふ、於其、頸所、嬰と、何、、○臂
中、警華、山蔭、ふ、中と、云、、中の、上の、掌中、と何る、よ引、きを
 書き、て、字ふ、心あ、きあ、るべし、字倍、と訓べし、次々、同、
 ○自石、臂中、此自、と云、、事聞、え、、次、、同、、こ、、を按、み自、著
 右臂、と書ぶ、き、、著字、と略き、る、、事あ、る、、又、、上ふ、著
 とあり、字を、何心、もあ、く自、と改め、て書き、る、、何き、る、

ともりき、今ハ於幾給布オキクマフと訓べし、その自を與利ヨリと
 訓ミる、臂中ウデノナカと云事コトも、瓊ニギハヤヒ由ヨリなきをシ、山蔭
ミ、自、宇三、あ、う、ら、著、於、と、あ、ら、ば、瓊、小、依、る、事、と、聞、え、
て、さ、さ、ら、あ、ら、う、と、の、と、や、と、り、り、是、己、が、按、ふ、事、と、合、り、
然、る、と、神、道、を、得、し、と、云、了、山、崎、垂、加、あ、と、口、及、左、右、手、
臂、足、中、所、生、皆、其、神、德、之、位、あ、と、云、了、口、と、云、了、い、か、
、又、足、中、の、足、能、中、與、利、と、云、事、久、足、能、中、介、互、と、云、了、
事、の、あ、ら、わ、れ、と、文、意、を、考、る、と、足、能、中、與、利、と、云、事、あ、る、
べ、し、瓊、より、生、坐、る、と、其、瓊、を、云、さ、る、と、云、て、
も、神、道、を、熟、く、得、し、と、云、了、事、の、あ、ら、わ、れ、と、云、て、
 此處六神共シテ、同シく瓊ニギハヤヒと著給シつるコト、依ヨリて生坐ナマるコトある
 べきコト、其中乃後此三神ニギハヤヒ、ニギハヤヒ、ニギハヤヒある、瓊ニギハヤヒの事コトと云ハさるコト、上ノ
 准シテ、略シけるコト、文ノとハ、おしまらるコト、れども、略シきげるコト、
 一ノき故ふコト、紛らいししししし後、三神ニギハヤヒ、ニギハヤヒ、ニギハヤヒハ瓊ニギハヤヒに依ヨリどして、た

だよ生坐ナマるコト、やりあも聞クやるコト、いかぶコト、然シテきども、瓊ニギハヤヒと
 離レて、種タネあらいたぶコト、生坐ナマむコト、事コト、此コト、由ヨリあられば、必ズ皆
 瓊ニギハヤヒに依ヨリて、生坐ナマけび云ハとハ、○燐ヒノコ之速日命ヒノコノハヤヒ是レハ
 いかれるコト、紛らいて此コト、あらい有けむコト、此コト、神カミハ、上ノ、軻カ遇グ突ツ智チ
 神カミを斬給キひ、御ミ劍ツルギに生坐ナマて、此コト、あらい由ヨリあらい、う、グ、の、山、
名、小、之、字、り、ら、い、ら、ぶ、術、あ、る、べ、し、又、此、神、を、此、
段、小、生、坐、り、と、さ、る、ゆ、り、と、し、き、異、説、あ、り、と、り、り、
ハ、此、神、名、ハ、訓、を、付、さ、る、あ、り、
此、神、を、數、ふ、加、ふ、時、ハ、
六、柱、み、て、何、き、の、傳、と、も、
 ○忍ニギハヤヒ隅ニギハヤヒ命ノミコト、忍ニギハヤヒ隅ニギハヤヒハ、於志須美オシスミと訓ミべし、名義ナノミ、忍ニギハヤヒハ、大オホ小コホ
 古美コホミ古成コホナリ坐ナマ幾キ○有アルハ、阿流アル事コト乎ヤと訓ミべし、○便ニギハヤヒ捨スて、
 ○日本書紀訓考六卷
 ○五十六

○六男の上よ云、了如くおれ、伊都波志良能比古美古と訓、○以の捨て、○爲の奈志給比互、○使治の、今本サシムと訓、了のあ、訓時の、五、於幾給比幾と男あ、がら天原と志良須、如く、聞、れ、於幾給比幾と訓、了、あ、ろ、り、を、あ、い、あ、と、り、は、初、の、五、柱あ、が、ら、天、坐、こ、ご、後、由、り、り、四、柱、の、皆、此、國、土、み、降、坐、あり、八、百、萬、神、議、自、之、天、菩、比、命、是、可、遣、故、遣天、菩、比、命、者、乃、媚、附、大、國、主、神、至、三、年、不、復、奏、と、り、又天津彦根命、此、紀、九、河、内、直、山、背、直、等、祖、也、と、り、又古、事、記、伊、邪、河、宮、段、は、娶、近、淡、海、之、御、上、祝、以、伊、都、玖、天御、影、神、と、り、の、姓、氏、録、額、田、部、湯、坐、連、天、津、彦、根、命、子、明、立、天、御、影、神、之、後、也、と、り、又、活、津、彦、根、命、の、近、江國、蒲、生、郡、彦、根、神、社、是、あり、と、云、又、熊、野、忍、踏、命、の、天、と附、む、こ、ご、な、ご、熊、野、と、云、り、此、國、土、の、地、名、あり、此、故、此、四、柱、の、此、國、土、に、降、坐、し、事、と、あり、の、地、名、あり、此、

未ど天坐時おれば然訓、○以の捨て、○葦原中
 國の上訓考五卷不出、ちの天み、詔、給、つ、大御言お
 り、○宇佐島古事記、神倭伊波礼毘子、天皇到、豐國
 宇知之時、此、紀、あ、至、筑紫國、菟狹、也、此、云、宇、佐、と、り、
 八、共、小、和、名、抄、小、豐、前、國、宇、佐、郡、是、あ、り、は、く、其、處、を、嶋
 と、云、り、古、事、記、傳、十、八、丁、十一、小、海、中、あ、ら、わ、れ、ど、山、川、の、出、
 山、川、の、周、ま、り、と、云、り、下、七、卷、五、十、二、日、鼻、垂、云、也、也、結、
 於、菟、狹、川、上、と、あり、川、あり、づ、り、通、證、四、の、廿、二、丁、
 宇、佐、と、云、り、川、の、神、武、紀、云、り、菟、狹、川、あり、と、云、り、又、宮、
 小、り、久、此、川、の、神、武、紀、云、り、菟、狹、川、あり、と、云、り、又、宮、
 の、周、り、月、瀬、川、の、神、名、帳、小、豐、前、國、宇、佐、郡、比、賣、
 菟、狹、川、御、食、川、あり、と、云、り、神、名、帳、小、豐、前、國、宇、佐、郡、比、賣、
 神、社、大、坐、久、通、證、四、小、此、社、に、此、三、女、神、を、祭、り、と、云、り、

宮段、本書不憶郷とも懐土とも、欲還郷あど書き、ハ、
 漢文ふとのせらき、みで、郷土ハ何き此國を云、
 たり、みい分が、此國土と憶給ふ故、此文もハ、
即此國土を云、了ありと誰ハ云べし、然きども、海中ハ
も此國土の如國々あり、るべし、若、上ハ海中ハ入
給ふ事の無き時ハ、 一書ハ、故郷とも、上國とも、
 何きとも分が、その一書ハ、故郷とも、上國とも、
 了み、此國土ともあら、あり、かみわく、此紀ハ、
 字と略き、替りて書、癖あれば、其處の文と熟
 見て讀べき事あり、○道主貴道、古事記傳廿二の
六十三丁ハ國を
云あり、路と云、言ハ御の添りたるふせ、ハ、必國あらむ
とあり、 一郷一村、又ハ島も、海原も、往來する處

と云、あり、此神ハ海路と宇志波幾給ふに依て、名ハ負
 坐り、あり、主ハ之宇志の約りたる言あり、主即
 其處と宇志波幾坐るあり、貴も持と云、意あり、事、上
 四卷ハ云、久、此名ハ重ね云、さして是ハ疑あり、そ
五丁ハ此ハ一柱の御名あり、又此御名ハ女神ハ似
る、此ハ一柱の御名あり、又此御名ハ女神ハ似
の、此ハ一柱の御名あり、又此御名ハ女神ハ似
ガ所祭る、此ハ一柱の御名あり、又此御名ハ女神ハ似
れ、此ハ一柱の御名あり、又此御名ハ女神ハ似
 下明宮段、末と、朝倉宮段、十四卷 祠胸肩神、と見え、
 朝廷より如此祠給ふ、上、一書ハ、為天孫所祭也、天
 照大神の御言依指の、トコシハニ 又古事記傳廿
 二、六丁ハ、外國の防護の爲ハ降坐し、給ふあり、その

日本書紀卷第六
六十

一も用あつるは是又後人の所爲と見
ゆと何るも依て今の捨字とあつ

日本書紀訓考六卷終

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 天, 地, 人, 神, etc.]

